**平成２５年（フ）第３５９号**
福岡県糟屋郡粕屋町原町１丁目９番17号第１コーポ208号
債務者　田島　清勝
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第３７３号**
福岡市南区高宮３丁目９番３―503号
債務者　万田　圭子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１９号**
熊本県葦北郡芦北町大字白木613番地
債務者　白奥　　等
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
熊本地方裁判所八代支部

**平成２５年（フ）第９号**
大分県日田市中央２丁目５番２号
債務者　下田　詔八
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大分地方裁判所日田支部

**平成２５年（フ）第２２号**
仙台市若林区一本杉町31番３号　リトルシャトー一本杉102
債務者　中山　彰子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第５３号**
宮城県黒川郡富谷町一ノ関字川又山２番地74
債務者　坪田　祐喜
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第１３０号**
仙台市宮城野区福室４丁目10番20号　満月荘Ｃ棟201
債務者　松木　時吉
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第９号**
宮城県気仙沼市唐桑町中200番地
債務者　吉田　洋子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２５年（フ）第１５号**
千葉県南房総市千倉町平舘690番地４
債務者　青木　　優
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２５年（フ）第３２号**
長野県北安曇郡池田町大字会染3240番地58
債務者　篠﨑　昭久
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第１５７０号**
京都市右京区太秦帷子ケ辻町11番地31　ＦＩＴハイツ310
債務者　酒向　妙子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１１０号**
京都市右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町16番地１ハイツ嵯峨野302
債務者　香川　一郎
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第２３７号**
京都市山科区上花山久保町33番地15
債務者　岡本　　司
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第２４０号**
京都市左京区岩倉長谷町657番地２
債務者　岩下　　舞
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第２４３号**
京都府宇治市五ケ庄三番割37番地　黄檗市営住宅４棟202号
債務者　三原　　博
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第２４４号**
京都府宇治市五ケ庄三番割37番地　黄檗市営住宅４棟202号
債務者　三原　和代
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０３号**
兵庫県姫路市南条３丁目108番地６
債務者　廣納　雅彦
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部